

首都大学東京 法科大学院
平成24年度 2年履修課程

行政法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法 試験問題
(平成23年12月3日実施)

試験時間 午後3時00分～午後5時00分

受験に当たっての注意事項

- (1) 受験中は、机の右上に、① 2011年度法科大学院全国統一適性試験受験票及び②本学受験票を置いてください。(①と②の両方が必要です)
机上には、上記受験票、筆記用具、時計及び眼鏡以外の物を置くことはできません。
- (2) 筆記用具は、黒インクのボールペン又は万年筆に限ります。机上に置ける筆記用具はこれだけです。これ以外の筆記用具を用いた場合は0点として採点します。消しゴム等で消すことのできるインクや2色(又は複数色)のボールペン等の使用は禁止します。
なお、マーカー、修正液及び定規等の使用も認めません。
- (3) 携帯電話又はそれに類する通信機器等は身につけず、必ず電源を切って、鞆等の中にしまってください。それらを時計として用いることはできません。
- (4) 耳栓、イヤホン又はそれに類するものの使用は禁止します。
- (5) 受験中の飲食は一切禁止します。ペットボトル等を持っている場合には必ず鞆等にしまい、机の上等に置くことはしないでください。
- (6) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
- (7) この問題冊子は表紙を含めて2頁あります。問題冊子を破いたり、ホチキス止めをはずしたりしてはいけません。
- (8) 答案用紙の所定の欄に、受験番号及び氏名を必ず記入してください。
なお、所定の欄以外の場所に氏名を記載するなど特定人の答案であることが明らかとなるような行為は一切禁止します。
- (9) 答案用紙は、各科目1枚(片面記載)のみ配布しますので、汚損しないよう注意してください。また、解答すべき答案用紙の科目を間違えないように注意してください。
- (10) 「法科大学院試験六法」は各試験時間終了時に回収しますので、書き込んだり、頁を折り曲げるなどして汚損しないでください。汚損行為は不正行為とみなします。
- (11) 試験室では監督員の指示に従ってください。不正行為があった場合又は監督員の指示に従わなかった場合には、失格となります。
- (12) 試験終了時刻までは、試験室から退出することはできません。
なお、他の受験者の受験の妨げとなる行為が認められた場合には、監督員が、試験時間中であっても試験場からの退出を命ずることがあります。

行政法 問題

行政行為の公定力について説明せよ。

商法 問題

株主代表訴訟によって追及することができる取締役の責任の範囲について論ぜよ。

民事訴訟法 問題

Xは、甲土地の売買契約をYとの間で締結し、売買代金をYに支払った。ところが、Yは甲土地の所有権移転登記をXにしなかった。そこで、Xは、Yに対して、甲土地の移転登記請求訴訟を提起している。

以下の(1)、(2)におけるYの行為は、訴訟上それぞれどのような法的意味があるかを論ぜよ。

- (1) 口頭弁論期日において、Yは「XY間で甲土地の売買契約を締結した事実は認める。」と述べた。
- (2) 口頭弁論期日において、Yは「Xの請求を認める。」と述べた。

なお、(1)、(2)は別個の問題である。

刑事訴訟法 問題

強制処分と任意処分の区別について、具体例を挙げて論ぜよ。